様式第十三号（第十条の十四関係）

許可番号　０１０５００１８９４９

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　埼玉県吉川市大字三輪野江２３００番地１

氏　名　株式会社ケイ・エム環境
　　代表取締役　宮田仁史

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の４第１項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事　　山本　一太

許可の年 月 日　　令和　８年１０月　１日

許可の有効期限　　令和１３年　９月３０日

１　事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④感染性産業廃棄物、⑤特）廃石綿等、⑥特）燃え殻、⑦特）汚泥、⑧特）廃油、⑨特）廃酸、⑩特）廃アルカリ、⑪特）鉱さい、⑫特）ばいじん（以上１２種類）

※⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫に含まれる有害物質は許可証別紙１のとおりとする。

２　許可の条件

なし

３　許可の更新、変更の状況

令和　８年１０月　１日　　新規許可

４　積替え許可の有無　　有・(無)

５　規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無　　有・(無)

許可証別紙１

許可番号　０１０５００１８９４９

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。

・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。

・表中の「－」は扱うことができないもの。

廃棄物名 / 有害物質	特）燃え殻	特）汚泥	特）廃油	特）廃酸	特）廃アルカリ	特）鉱さい	特）ばいじん	特）１３号廃棄物
ｱﾙｷﾙ水銀化合物		－		－	－	－	－	－
ｱﾙｷﾙ水銀化合物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）		○		○	○	○	○	－
水銀又はその化合物		○		○	○	○	○	－
水銀又はその化合物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）		－		－	－	－	－	－
ｶﾄﾞﾐｳﾑ又はその化合物	○	○		○	○	○	○	－
鉛又はその化合物	○	○		○	○	○	○	－
有機燐化合物		○		○	○			
六価ｸﾛﾑ化合物	○	○		○	○	○	○	－
砒素又はその化合物	○	○		○	○	○	○	－
ｼｱﾝ化合物		○		○	○			
PCB		－		－	－			
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		○	○	○	○			
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		○	○	○	○			
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ		○	○	○	○			
四塩化炭素		○	○	○	○			
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ		○	○	○	○			
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		○	○	○	○			
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		○	○	○	○			
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ		○	○	○	○			
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ		○	○	○	○			
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ		○	○	○	○			
ﾁｳﾗﾑ		○		○	○			
ｼﾏｼﾞﾝ		○		○	○			
ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ		○		○	○			
ﾍﾞﾝｾﾞﾝ		○	○	○	○			
ｾﾚﾝ又はその化合物	○	○		○	○	○	○	－
1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ		○	○	○	○		○	
ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類	○	○		○	○		○	－